

ご 注 意

生産緑地地区に指定された農地の買取申出を行う皆さまへ
(公拡法の届出に関するご案内)

※公拡法：公有地の拡大の推進に関する法律

生産緑地地区に指定された農地には、生産緑地法上の制限に加え、都市計画法上の制限もされています。

買取の申出により、生産緑地法上の行為制限が解除されても、都市計画法上における生産緑地地区としての指定が継続します。

生産緑地地区としての指定が継続している期間において、100㎡以上の土地の有償譲渡（売買、交換等）を行おうとする場合は、契約の3週間前までに公拡法の届出が必要となりますので、開発審査課にお問い合わせください。

